

経済情勢の悪化に伴う失業者等の障害者福祉施設等就職支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の悪化により失業者等が増加していることから、障害者福祉施設等の職員として採用された者に対し就労継続奨励金及び就労定着支援金（以下「支援金等」という。）を支給することで、早期の再就職につなげるとともに、障害者福祉の担い手確保に資することを目的として、京都市補助金等の交付等に関する条例に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に定める「障害者福祉施設等」とは、別表第1に掲げる障害福祉サービス事業を実施する施設等とする。

(支給対象者)

第3条 支援金等の支給対象者は、令和2年7月1日から令和3年3月1日までに、京都市内の障害者福祉施設等に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「人員基準」という。）に定める職種の従業者（管理者及び医師を除く。）として新たに採用され、勤務を開始した者とする。ただし、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 前職において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定する障害福祉サービス事業及び同法第77条に規定する地域生活支援事業、介護保険法第7条に規定する介護サービス事業並びに児童福祉法第6条の2の2から第7条に規定する事業を実施する事業所に勤務していた者。ただし、令和2年6月30日より前に、育児、介護、病気、その他市長が認めた特別な理由により離職していた者を除く。
- (2) この要綱による支援金等の支給を受けた者

(支援金等の額)

第4条 支援金等の額は、別表第2に定める額とする。

(採用計画)

第5条 この事業を利用して、失業者等を雇用しようとする運営法人は、市長が定める期間に、採用計画書（様式1）を市長に提出しなければならない。

(認定)

第6条 市長は、前条により提出された採用計画に基づき、障害者福祉施設等一箇所に
つき1名分かつ一法人につき3施設までを支援金等の支給対象として認定する。た
だし、総額が予算額を超える場合は、採用計画の提出順に、常勤職員を優先して予算の
範囲内で認定する。

2 前項の場合において、予算に残額が生じる場合は、一法人につき4名以上を認定す
ることができるものとする。この場合、一法人4名分ずつ認定し、さらに予算に残額
が生じる場合は、一法人5名分ずつ認定するというように、一法人の認定人数を増や
すものとする。

3 前項の場合においても、予算に残額が生じる場合は、採用計画において障害者福祉
施設等一箇所につき複数名採用する予定とした運営法人の中から、障害者福祉施設等
一箇所につき2名分を支援金等の支給対象として認定し、さらに予算に残額が生じる
場合は、3名分を支援金等の支給対象として認定するというように認定人数を増やす
ものとする。

4 第2項及び第3項の場合において、予算額を超える場合の取扱いは、第1項ただし
書きに定めるところによる。

5 市長は、第1項及び第2項により認定した運営法人（以下「認定法人」という。）
に対しては「京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業認定通知書」（様
式2）により通知し、第1項ただし書きの規定により認定しない運営法人に対しては
「京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業不認定通知書」（様式3）に
より通知する。

(採用)

第7条 認定法人は、採用計画に基づき求人を行い、採用を決定した場合は、採用決定
から10日以内に条例第9条の規定による申請を行わなければならない。

2 前項の申請は、「京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業補助金交付
申請書」（様式4）を市長に提出することによって行わなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受領し、支給対象者と認めるときは、「京都市失業者等の
障害者福祉施設等への就職支援事業補助金交付決定通知書」（様式5）により、当該
認定法人（以下「交付決定法人」という。）に通知するものとする。

(交付方法)

第8条 市長は、交付決定法人に対し、支給することが見込まれる支援金等の総額を概
算払いにより支払うものとする。

2 交付決定法人は、前項により受領した支援金等を、別表第2により、採用者に支払
うものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付を受ける場合には、この要綱に定めるもののほか、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 補助金を補助の目的以外の事業に充ててはならない。
- (2) 支援金等は、要綱別表第2に定めるところにより採用者に支給することとし、減額したり、複数人に分割して支給してはならない。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(返還)

第10条 採用者が別表第2に定める期間に退職した場合若しくは市外の事業所又は障害福祉施設等以外の勤務場所に配置転換した場合、交付決定法人は、速やかに「京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業補助金返還届」(様式5)を市長に提出し、別表第2に定めるところにより支給を要しなくなった支援金等を市長に返還しなければならない。

(実績報告)

第11条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が完了した日から60日を経過した日又は令和3年4月30日のいずれか早い期日までに、「京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業実績報告書」(様式6)を市長に提出することにより、行わなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局障害保健福祉推進室長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。ただし、令和2年7月1日の採用者から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(別表第1)

障害者総合支援法第5条に定める次の事業

生活介護，短期入所，施設入所支援，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，就労定着支援，共同生活援助

(別表第2)

区分	就労継続奨励金	就労定着支援金
1 1週間の勤務時間が30時間以上の者	勤務開始日から1箇月経過するごとに1万円(最大5万円)	勤務開始日から6箇月経過したときに5万円
2 1週間の勤務時間が20時間以上30時間未満の者	勤務開始日から1箇月経過するごとに7千円(最大3万5千円)	勤務開始日から6箇月経過したときに5万円

注 就労継続奨励金及び就労定着支援金は，令和3年3月31日までの間の勤務実績に応じて支給するものとする。

様式1（第5条関係）

採用計画書

（勤務開始日：令和2年7月1日～令和3年3月1日）

令和 年 月 日

京都市長 様

（法人名）

（公印省略可）

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業に係る採用計画書について、提出します。

順位	事業所名	サービス種別	職種	常勤・非常勤の別	予定勤務時間（週あたり）	採用予定数
					時間	名
	（採用募集方法）					
					時間	名
	（採用募集方法）					
					時間	名
	（採用募集方法）					
					時間	名
	（採用募集方法）					

※ 1法人について複数事業所を申請される場合は、優先順位を付けてください。

担当者氏 名
電 話
メー ル

様式2（第6条関係）

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業認定通知書

令和 年 月 日

（宛先）

京都市長

（公印省略）

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業の対象とすることを次のとおり認定しましたので通知します。

事業所名	サービス種別	職種	常勤・非常勤 の別	予定勤務時間 (週あたり)	認定 予定数
				時間	名
				時間	
				時間	
				時間	名
				時間	
				時間	
				時間	名
				時間	
				時間	

留意事項

- (1) この認定書に記載された内容に基づき、求人を行うこと。
- (2) 求人は、少なくともハローワークに求人票を掲示することによって行うこと。その場合、京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業の対象であること、前職が障害福祉サービス事業、介護サービス事業、児童福祉サービス事業所等に従事する者は対象外であること（6月30日より前に離職しているものを除く。）等の条件を備考欄等に掲載すること（ホームページやチラシ等の参照可）。
- (3) 採用を決定した場合には、採用決定後10日以内に、京都市新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う京都市失業者等の障害者福祉施設等就労継続奨励金等支給事業補助金交付申請書（様式4）を提出すること。

教示事項

- (1) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- (2) また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

様式3（第6条関係）

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業不認定通知書

令和 年 月 日

（宛先）

京都市長

（公印省略）

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業について、不認定を決定しましたので通知します。

理 由

教示事項

- (1) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- (2) また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

様式4 (第7条関係)

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

京都市長 様

(法人名)

(公印省略可)

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業について、次のとおり採用を決定しましたので、補助金を申請します。

1 申請額 円

2 採用を決定した者

事業所名	サービス種別	採用者氏名	職種	予定勤務時間 (週あたり)	勤務開始日
				時間	

担当者氏 名
電 話
メー ル

注 この申請書は、採用を決定した者1名につき1枚作成し、採用後10日以内に提出してください。

採用する者の経歴書を添付してください(履歴書の写し可)。

前職が介護、障害、児童福祉サービス事業所の者は、別途「離職理由書」を提出してください。

様式5（第7条関係）

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日

（宛先）

京都市長

（公印省略）

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業補助金について、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

1 交付額 円

2 対象者

事業所名	サービス種別	採用者氏名	職種	予定勤務時間 (週あたり)	勤務開始日
				時間	

留意事項

- (1) 就労継続奨励金及び就労定着支援金は、要綱別表第2に定めるところにより採用者に支給することとし、減額したり、複数人に分割して支給してはならない。
- (2) 採用者が別表第2に定める期間までに退職した場合や当初の勤務場所以外の勤務場所に配置転換した場合には、交付決定法人は、「京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業補助金返還届」（様式4）を市長に提出し、就労継続奨励金及び定着支援金を市長に返還しなければならない。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (4) 上記の各号のほか、この補助金は要綱に定める各条項に従って使用されなければならない。
- (5) 上記各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部の償還を命ずることがある。

教示事項

- (1) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- (2) また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

様式6（第9条関係）

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業補助金返還届

令和 年 月 日

京都市長 様

(法人名)

(公印省略可)

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業補助金の交付を受けて採用した者について退職等（ 退職 ・ 配置転換 ・ その他 ）がありましたので、次のとおり提出します。

事業所名	サービス種別	採用者氏名	職種	退職等の日
退職等の内容と理由				

担当者氏 名
電 話
メー ル

様式7（第10条関係）

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業実績報告書

令和 年 月 日

京都市長 様

(法人名)

(公印省略可)

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業の実績について、次のとおり提出します。

事業所名	サービス種別	採用者氏名	職種	予定勤務時間 (週あたり)	雇用期間
				時間	～
				時間	～
				時間	～
				時間	～
				時間	～

担当者氏 名

電 話

メー ル